

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第103号

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条を第7条とする。

第2条中「別記様式」を「第3号様式」に改め、同条を第6条とする。

第1条中「京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例（以下「」及び「という。」）を削り、同条を第5条とし、同条の前に次の4条を加える。

（用語）

第1条 この規則において使用する用語は、京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（認定の申請）

第2条 条例第3条第1項ただし書、第4条第1項ただし書又は同条第3項ただし書の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（第1号様式）の正本及び副本にそれぞれ別表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する認定に係る審査のため特に必要があると認めるときは、同項に規定する図書のほか、認定に係る事項について必要な図書を添付させることがある。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、その旨を申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第3条 前条第1項の規定による申請をした者は、同条第3項の通知を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定を受けた後の変更）

第4条 建築主は、第2条第1項に規定する認定を受けた後に認定申請書に記載した事項

を変更しようとするときは、改めて認定を受けなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

図 書	明 示 す べ き 事 項
付 近 見 取 図	(1) 方位，道路及び目標となる地物 (2) 都市計画法第4条第3項に規定する地域地区の境界線 (3) 敷地の位置 (4) 隣地にある建築物の位置及び用途
配 置 図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線，敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 (3) 土地の高低，敷地と敷地が接する道路の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ (4) 敷地が接する道路の位置，幅員及び種類 (5) 敷地が道路に接する部分及びその長さ
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
各 階 平 面 図	(1) 縮尺及び方位 (2) 間取り，各室の用途及び床面積 (3) 開口部及び防火設備の位置 (4) 延焼のおそれがある部分の外壁の位置及び構造 (5) 工場にあっては，作業場の位置並びに機械設備等の位置及び名称 (6) 危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあっては，危険物の貯蔵又は処理の位置
2 面 以 上 の 立 面 図	(1) 縮尺 (2) 開口部の位置 (3) 延焼のおそれがある部分の外壁及び軒裏の構造

2面以上の断面図	(1) 縮尺 (2) 地盤面 (3) 各階の床及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
地盤面算定表	(1) 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ (2) 地盤面を算定するための算式
危険物の数量表	危険物の種類及び数量
工場・事業調書	事業の種類

別記様式中「第2条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を第3号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

第1号様式（第2条関係）

認 定 申 請 書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。 記名押印又は署名） 電話 ー

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例
を申請します。

第3条第1項ただし書
第4条第1項ただし書 の規定により認定
第4条第3項ただし書

設 計 者	住所又は所在地		
	氏名	資格	
	電話 ー	級建築士 登録第 号	
	建築士事務所名	登録 級建築士事務所	
	電話 ー	知事登録第 号	

敷地 の 位 置	地名地番	京都市 区		
	用途地域		防 火 地 域	<input type="checkbox"/> 防火地域
	高度地区			<input type="checkbox"/> 準防火地域
	その他の地域又は地区			<input type="checkbox"/> 指定なし
	建蔽率	パーセント	容積率	パーセント
道路幅員	メートル	道路が敷地と接している部分の長さ	メートル	

主 要 用 途 (区分)

工 事 種 別
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕
大規模の模様替え

	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
敷 地 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
建 築 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
建 築 物 全 体	平方メートル	平方メートル	平方メートル

床 面 積	地階の住宅の部分		平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	共同住宅の共用の廊下等の部分		平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	自動車車庫等の部分		平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	延べ面積		平方メートル	平方メートル	平方メートル	
申請に係る建築物の数			同一敷地内の他の建築物の数			
建 築 物 別 概 要	番 号					
	用 途		(区分)	構 造		
	工 事 種 別 等		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え <input type="checkbox"/> 既設			
	最 高 の 高 さ		メートル	最 高 の 軒 の 高 さ	メートル	
	階 別		階	階	階	合 計
	床 面 積	申請部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		申請以外の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
合計		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 「建蔽率」とは建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を、「容積率」とは建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。
- 3 主要用途の欄及び用途の欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、対応する記号を記入したうえで、その内容をできるだけ具体的に記入してください。
- 4 申請に係る建築物の数が2以上のときは、別紙に各建築物ごとの建築物別概要を記入してください。
- 5 番号の欄は、申請に係る建築物の数が、1のときは「1」と記入し、2以上のときは各建築物ごとに付した通し番号を記入してください。
- 6 別紙に認定の申請の理由を具体的に記載してください。

第2号様式（第3条関係）

認 定 申 請 取 下 げ 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。 記名押印又は署名） 電話 ー

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則第3条の規定により届け出ます。	
建 築 主	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 ー
敷地の地名地番	京都市 区
取り下げようとする申請	京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例 書の規定による認定に係る申請 <input type="checkbox"/> 第3条第1項 <input type="checkbox"/> 第4条第1項 ただし <input type="checkbox"/> 第4条第3項
※申請年月日及び申請番号	年 月 日 第 号
取 下 げ の 理 由	

- 注1 この届は、建築主でなければできません。
- 2 該当する口には、レ印を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)